

改正

平成25年8月26日告示第143号

平成29年3月27日告示第44号

平成31年3月25日告示第77号

令和2年3月25日告示第122号

令和3年3月25日告示第173号

令和3年4月1日告示第242号

令和4年3月29日告示第71号

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項の規定に基づいて、鹿屋市介護予防・日常生活支援総合実施要綱（平成28年鹿屋市告示第249号）第4条第1項第2号ウに規定する地域介護予防活動支援事業として行う鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業及び介護人材確保ポイント事業（以下「ポイント事業等」という。）の実施について定め、高齢者が行う健康づくりや社会参加活動等の促進を図ることにより、介護予防及び心身の健康の保持・増進を図り、高齢者の自助・互助の意識を醸成するとともに、地域における高齢者支援の担い手を育成し、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

(事業内容)

第2条 ポイント事業等は、高齢者等が行った介護予防に資する活動の実績を評価した上で高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント（以下「評価ポイント」という。）を付与し、当該高齢者等の申出により、当該評価ポイントに応じた高齢者元気度アップ・ポイント又は介護人材確保ポイント転換交付金等（以下「転換交付金等」という。）を交付するものとする。

2 元気度アップ・ポイント事業の対象者は、本市に住所を有する65歳以上の高齢者とする。

3 介護人材確保ポイント事業の対象者は、本市に住所を有する若者、中年年齢層、高齢者層等の各層の者とする。

4 評価ポイントの付与対象となる事業及び活動（以下「ポイント付与対象活動」という。）は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄及び右欄に掲げる事業及び活動とする。

5 市長は、ポイント事業等の効果的な実施に必要と認める場合は、ポイント事業等の普及促進等

の取組を強化する月（以下「取組強化月」という。）を設定することができるものとする。

（管理機関）

第3条 市長は、ポイント事業等の運営に係る業務を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

2 前項の規定により委託を受けた高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント管理機関（以下「管理機関」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- （1）ポイント事業等の登録
- （2）ポイント手帳の交付
- （3）評価ポイントの付与及び管理
- （4）転換交付金等の交付
- （5）ポイント事業等の普及啓発
- （6）その他ポイント事業等に関する業務

（受入機関等）

第4条 ポイント付与対象活動について受入を希望する機関等（以下「受入機関等」という。）は、あらかじめ第2条第4項に規定するポイント付与対象活動について、市長から指定を受けなければならない。

2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等指定申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に基づき、事業及び活動を指定し、又は却下したときは、鹿屋市高齢者等元気度アップ・ポイント事業等指定申請書（指定・却下）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、既に指定を受けていた元気度アップ事業の対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等指定取消通知書（別記第3号様式）により指定を受けていた者に通知するものとする。

5 受入機関等は、第2条第2項及び第3項の対象者（以下「事業対象者」という。）が活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。

6 受入機関等は、ポイント付与対象活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、参加型の活動については、その活動時間にかかわらず、1か所で行った活動を1回として評価するものとする。

7 ポイント付与対象活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合は、

1日当たり2回を上限として当該活動を評価するものとする。

8 ポイント付与対象活動のうち、市が指定する健康診査等事業に係るものについては、前項の規定にかかわらず、1日において受診した検診の数を活動回数として評価するものとする。

9 受入機関等によるポイント付与対象活動の評価は、ポイント手帳に活動確認スタンプを押印又は活動確認シールを貼付することによって行うものとし、ポイント手帳、活動確認スタンプ及び活動確認シールの様式は、管理機関が別に定める。

(活動実績の把握)

第5条 事業対象者は、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等登録申請書を管理機関に提出するものとする。

2 管理機関は、前項の申請書を受理した後、ポイント手帳を交付するものとする。

3 管理機関は、前年度の活動実績について、ポイント手帳に押印されたスタンプ及び貼付されたシールの数に応じて評価ポイントを付与することができる。

4 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、ポイント手帳に評価ポイント付与認証印を押印するものとする。

5 鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等登録申請書及び評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第6条 評価ポイント付与基準は、別表第2のとおりとする。

2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。

3 評価ポイントの付与を受けようとする者は、活動確認のスタンプの押印又はシールの貼付を受けた年度の翌年度の5月31日までに、管理機関にポイント手帳を提出しなければならない。

4 活動確認のスタンプの押印又はシールの貼付を受けた年度の翌年度の5月31日までに管理機関にポイント手帳が提出されない場合は、当該活動確認のスタンプ及びシールは、その効果を失う。

5 評価ポイントは、評価ポイントの付与を受けた日の属する年度の末日をもって、その効果を失う。

6 管理機関は、ポイント付与対象活動を実施した者に付与した評価ポイント数、活用評価ポイント数及び差し引き残高評価ポイント数について、継続的に管理するものとする。

(転換交付金等)

第7条 評価ポイントを活用して転換交付金等の交付を受けようとする者（以下「交付金等申請者」という。）は、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント活用申出書（別

記第4号様式)にポイント手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 交付金等申請者に介護保険料の未納又は滞納がある場合は、当該転換交付金等は交付しないものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する申出があった場合で、当該交付金等申請者に介護保険料の未納又は滞納がないときは、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント活用申出伝達書(別記第5号様式)にポイント手帳を添付の上、管理機関へ伝達するものとする。
- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該交付金等申請者の蓄積した評価ポイントの換金等を行い、年度ごとに10,000円を上限として、交付金等申請者に対して転換交付金等を交付するものとする。この場合において、管理機関は、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント転換交付金等交付決定通知書により当該交付金等申請者へ通知する。
- 5 鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント転換交付金等交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 ポイント事業等で得た評価ポイントは、それぞれ次のとおり換算する。

高齢者元気度アップ・ポイント	換算後ポイント
10ポイントから19ポイント	10ポイント
20ポイントから29ポイント	20ポイント
30ポイントから39ポイント	30ポイント
40ポイントから49ポイント	40ポイント
50ポイント以上	50ポイント

介護人材確保ポイント	換算後ポイント
10ポイントから19ポイント	10ポイント
20ポイントから29ポイント	20ポイント
30ポイントから39ポイント	30ポイント
40ポイントから49ポイント	40ポイント
50ポイント以上	50ポイント

- 7 転換交付金等の算定基準は、次のとおりとする。

前項の換算後ポイントの合計	転換交付金等
10ポイント	1,000円相当の物品

20ポイント	2,000円相当の物品
30ポイント	現金3,000円又は3,000円相当の物品
40ポイント	現金4,000円又は4,000円相当の物品
50ポイント	現金5,000円又は5,000円相当の物品
60ポイント	現金6,000円又は6,000円相当の物品
70ポイント	現金7,000円又は7,000円相当の物品
80ポイント	現金8,000円又は8,000円相当の物品
90ポイント	現金9,000円又は9,000円相当の物品
100ポイント	現金10,000円又は10,000円相当の物品

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月26日告示第143号)

- 1 この要綱は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

附 則 (平成29年3月27日告示第44号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日告示第77号)

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日告示第122号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日告示第173号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第242号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日告示第71号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

元 気 度 ア ッ プ ・ ポ イ ン ト	参加型	事業	(1) 市が指定する健康増進、介護予防及び地域貢献学習に関する事業 (2) 市が指定する健康診査等事業 (3) その他市長が認める事業
		活動内容	(1) 健康増進、介護予防、地域貢献学習に関する講演会、教室等への参加 (2) 鹿屋市特定健康診査及びがん検診等実施要綱（平成20年鹿屋市告示第24号）に規定する検診、人間ドック等の受診並びに健診結果報告会への参加及び受診勧奨 (3) その他市長が認める活動
	ボランティア型	事業	(1) 本市に所在する障害者支援施設等が実施する福祉サービス事業 (2) 鹿屋市社会福祉協議会が推進するふれあい・いきいきサロン事業 (3) 地域貢献に関する事業 (4) その他市長が認める事業
		活動内容	(1) レクリエーション等への参加支援 (2) お茶出し、食堂内での配膳等の補助 (3) 散歩、外出及び館内移動の補助 (4) 施設入所者等の話し相手 (5) 施設等職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (6) サロン活動の運営・企画 (7) 地域貢献に関するボランティア活動 (8) 生活支援に関するボランティア活動 (9) その他市長が認める活動
介 護 人	ボランティア型	事業	(1) 高齢者の通いの場、認知症カフェ、介護保険施設等における介護の周辺業務 (2) 在宅高齢者等の生活支援に関する事業

材 確 保 ポ イ ン ト		(3) 市が認める介護分野への入門的研修等の各種研修の受講
	活動内容	(1) レクリエーション等への参加支援 (2) お茶出し、食堂内での配膳等の補助 (3) 散歩、外出及び館内移動の補助 (4) 施設入所者等の話し相手 (5) 施設等職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (6) 生活支援に関するボランティア活動 (7) その他市長が認める活動

別表第2（第6条関係）

活動内容	付与する評価ポイント
人間ドックの受診	1回当たり5ポイント
健康診査の受診	1回当たり3ポイント
各種がん検診の受診（肺・胃・子宮等）	1回当たり2ポイント
健診結果報告会の参加	1回当たり2ポイント
受診勧奨	1回当たり5ポイント
ボランティア型の活動	1回当たり3ポイント
取組強化月に行う参加型のポイント付与対象活動 （市が指定する健康診査等事業に係るものを除く。）	1回当たり2ポイント
取組強化月に行うボランティア型のポイント付与対象活動	1回当たり6ポイント
上記以外のポイント付与対象活動	1回当たり1ポイント

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等指定申請書

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント事業のポイント付与対象活動の受入機関として指定を受けたいので、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

事 業 名	
活 動 内 容	
活 動 場 所	
1日当たりの 受入上限人数	

団体名

代表者名 様

鹿屋市長 印

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等指定
申請書（指定・却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント事業の受入機関の指定申請について、下記のとおり決定したので、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

記

1 下記のとおり指定する。

指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
1日当たりの 受入上限人数	

2 次の理由により却下する。

却下理由	
------	--

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

鹿屋市長 印

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等指定取消通知書

年 月 日付け 第 号で指定した鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等受入機関の指定申請について、下記のとおり指定を取り消したので、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱第4条第4項の規定により通知します。

記

取消年月日	
指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
1日当たりの 受入上限人数	

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保
ポイント活用申出書

私は、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱第7条第1項の規定により、下記のとおりポイント手帳を添えて高齢者元気度アップ・ポイント等の活用を申し出ます。

記

被 保 険 者 番 号 (6 5 歳 以 上 の み)		
氏 名		
活 用 ポ イ ン ト	換算後の高齢者元気度アップ・ポイント	ポイント
	換算後の介護人材確保ポイント	ポイント
	合 計	ポイント
転 換 方 法		1 物品 2 換金 (30ポイント以上のみ)

(活用ポイント欄には換算後のポイント数を記入すること。)

※振込依頼先口座（換金を希望する場合のみ）

銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本 店 支 店 出張所 支 所	種 目	口 座 番 号				
		1 普通 2 当座 3 その他					
フリガナ							
口座名義人							

年 月 日

管理機関 様

鹿屋市長 印

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保
ポイント活用申出伝達書

高齢者元気度アップ・ポイント等の活用申出があった下記の者について、介護保険料の未納又は滞納がないことを確認したので、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱第7条第3項の規定により、ポイント手帳を添えて伝達します。

記

氏 名	被保険者番号	ポイント数
		ポイント
		ポイント
		ポイント
		ポイント
		ポイント
		ポイント
		ポイント
		ポイント
		ポイント
		ポイント
		ポイント
		ポイント